

# 貸出条件緩和債権と要管理先(合実・実抜・基準金利)

## 要管理先

要注意先のうち、3ヶ月以上延滞又は貸出条件を緩和している債務者

## 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないもの

## 貸出条件緩和債権の判定基準…基準金利

### 貸出条件緩和債権関係Q & A(問2)

貸出条件緩和債権の判定基準は、①再建・支援目的で貸出条件の改定等が行われ、かつ、②信用リスク等に見合ったリターンが確保できていない場合であるかどうかである。

その判定に必要となる基準金利とは、信用リスク等に見合ったリターンが確保できているかどうかの判定に当たり、貸出条件緩和債権に対する適用金利と比較するためのもの

→①貸出条件の改定等が行われても②基準金利以上の融資(リターンを確保できている)…or要件であれば、  
→その他要注意先(金融検査マニュアルの要注意…金利減免等)

実抜計画→貸出条件緩和債権に該当しない。

## 中小企業編(事例25)

特に実現性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとされており、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](5. 貸出条件緩和債権(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準二.)を参照することとされている。

## 合実計画を実抜計画と看做す

### 中小企業編1.債権の分類方法 ③破綻懸念先 検証ポイント ホ

「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。

## 破綻懸念先と経営改善計画

### 金融検査マニュアル ③破綻懸念先 自己査定結果の正確性の検証

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。

# 要注意先・破綻懸念先のまとめ

## 破綻懸念先と経営改善計画

金融検査マニュアル ③破綻懸念先 自己査定結果の正確性の検証

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は**要注意先**と判断して差し支えないものとする。

